

# 「地域を支える建設業」検討会議 第50回全体会議 概要

## 1 日時

令和5年12月21日（木） 午前9時30分～11時30分

## 2 場所

長野県庁 講堂

## 3 出席者

一般社団法人長野県建設業協会（以下、「協会」。）

東日本建設業保証株式会社

長野県（建設部、農政部、林務部、会計局、企業局）（以下、「県」。）

## 4 あいさつ

### （1）小松建設部次長（長野県）

台風第2号による大雨や夏場のゲリラ豪雨等により、県内各地で被害が発生し、公共土木施設の災害については、12月1日までに県・市町村を合わせて321箇所、約69億円。また、今月16日には、白馬村において、季節外れの高温と大雨に起因する土砂災害も発生している。

国において「国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心の確保」などを柱とした補正予算が成立し、県でも11月定例会で、昨年度を上回る428億円余の補助公共事業費（建設・林務・農政）を補正予算として議決いただいた。

建設部の執行方針としては、特別な事情があるものを除き、原則として、令和6年3月末までに全箇所の公告を目標とするとともに、円滑な施工の確保に努めてまいり所存。

この「5か年加速化対策」を着実に進めていくため、引き続き、資材価格の高騰に対する迅速な単価改定や施工時期等の平準化、適切な発注規模の設定など執行環境の整備を進めてまいりたい。

建設技術者の就業に繋がる「学びの場の確保」については、多方面から要望をいただき、本年2月に、皆様と教育委員会・建設部による意見交換の場を設けたところ。

これまでに意見交換会を3回開催し、現状や課題について認識を共有してきたところ。引き続き、高校再編を契機とした建設系学科高校の「あり方」のみならず、多様な人材の確保に向け、学ぶ機会の具体的な手段・施策を一緒に考えてまいりたい。

平成20年4月から継続している本検討会議も、今回で50回目を迎えた。これまで、入札制度や危機管理・維持管理、人材確保や生産性の向上など、多様なテーマを議論・検討し、多くの改善を実現してきた。

今後も、建設産業の皆様が、県民の安全・安心を守り・支える役割を将来にわたって持続的に担っていただくため、経営の安定、生産性の向上、労働環境改善など、社会環境の変化に応じ、一つ一つ着実に解決に向けて取組を進めていくことが必要。

## (2) 木下会長（一般社団法人長野県建設業協会）

地域を支える建設業の検討会議も第50回を迎え感慨深い。第1回目の会議では全体会議の設置および運営方針また分科会の設置を決めた。

当時の建設業者多くが赤字またはそこに近い状況だった。

生き残りをかけて厳しい経営を続ける中で、本会議で一つ一つ具体的事例を挙げて改正に取り組み、最近では県内建設産業の経営状況も少し余裕が出てきた。従業員の給与と福利厚生の上昇、週休2日制をはじめ、働き方改革に向けての余裕ができ、多くの改善を実現されたことに感謝。

11月定例会では、補助公共事業費として428億円余の補正予算を確保していただいた。令和元年東日本台風災害以降、頻発した災害復旧工事については、今年度末にはおおむねの目処が立つ予定。今回の補正予算及び令和6年度当初予算についても、施工時期の平準化や早期の発注をお願いしたい。

本日はいくつかの要望事項をお願いしている。

1点目は安定的持続的な事業量の確保について、特に防災・減災国土強靱化については中長期的な見通しの下での取り組みをお願いしたい。

2点目は働き方改革の取組について。時間外労働の上限時間規制の適用がいよいよ来年4月に迫ってきた。我々も様々な準備を進めているが、発注者のご理解とご協力が不可欠である。適正な受発注者間の役割分担の下で取組をお願いしたい。

3点目は担い手の確保育成について。担い手確保は全産業に共通した課題だが、地域の建設業が災害発生時の応急対応など、地域の守り手としての役割を果たしていくために我々は様々な努力をしている。県においても積極的な取組をお願いしたい。

最後4点目として高騰する資材価格等について。今年の燃料価格を始めとする各種資材価格の高騰は、多方面に大きな影響をもたらした。引き続き実勢価格の速やかな反映とスライド条項の足切りの撤廃をお願いする。

地域の安全安心を担う建設業がその社会的使命を果たしていくためには、健全で安定した持続的な経営が必要である。解決すべき課題はまだ多くあるが、県を始めとする関係機関との連携を図りながら取組を進めてまいるので、引き続きの支援及び協力をお願いしたい。

## 5 議 事

### (1) 県からの報告事項等（県から説明）

- |                        |      |
|------------------------|------|
| ① 令和5年度11月補正予算について     | 県資料1 |
| ② 建設工事の入札参加資格の見直しについて  | 県資料2 |
| ③ 総合評価落札方式の見直しについて     | 県資料3 |
| ④ 長野県優良技術者表彰制度の見直しについて | 県資料4 |
| ⑤ 工事書類の更なる簡素化について      | 県資料5 |
| ⑥ ICT活用工事の実施方針について     | 県資料6 |
| ⑦ BIM/CIM等の取組について      | 県資料7 |

#### ※県からの説明④の補足

・長野県優良技術者表彰の対象者の公表について、県 HP に氏名を公表し続けることによるヘッドハンティング等への懸念があることから、令和 5 年度表彰では県 HP での氏名公表については表彰式開催の前後 1 週間程度の期間に限定する。

#### 【協会からの意見】

・④について、表彰制度の見直しの適用を令和 6 年度表彰からにすると、現在施工している工事は、現行の制度に合わせた施工を行っているので齟齬が生じる恐れがある。対象工事について、制度見直し適用後の工事、つまり令和 7 年度の工事からを対象としてほしい。

#### 【県の回答】

・意見を踏まえて検討したい。次回の検討会議（R6.3 予定）で最終案を提示したい。

### (2) 協会からの要望事項（建設業協会資料 No.1）

#### 1 災害に強い安全・安心な県づくりと地域経済の活性化、社会資本整備を推進するための公共投資について

[協会]	<p>地域建設業は、地域の社会資本の整備や維持管理のみならず、災害発生時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」とあると同時に、地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹産業でもある。</p> <p>近年の地域建設業を取り巻く状況は、公共建設投資の下げ止まりや設計労務単価の引上げ等により全体として改善傾向にありましたが、円安や世界各地での安全保障環境の悪化により内外経済の先行きが不透明になる中で、資機材価格の高騰・品薄の影響等によって、地域建設業にも深刻な影響が広がっている。</p> <p>このような中で、11 月 29 日には国の令和 5 年度補正予算が成立、公共事業費総額は 2. 2 兆円、うち国土強靱化 1 兆 3 0 2 2 億円が確保されました。県におかれましても、防災・減災対策など補助公共事業費として 4 2 8 億 7 8 0 0 万円余、国直轄事業の負担金として 4 6 億 6 0 0 0 万円余の補正予算を確保したことに感謝。</p> <p>地域の安全・安心を担う地域建設業がその社会的使命を果たしていくためには、何より健全で安定した持続的な経営を続ける必要があり、そのためには、安定的・持続的な事業量の確保が必要不可欠。</p> <p>このため、公共事業予算について下記のとおり要望する。</p> <p>① 令和 6 年度の公共事業予算につきましても今年度を上回る公共事業関係費の確保。</p> <p>② 特に、「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」につい</p>
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>ては、前倒しして実施し、国土強靱化に係る必要かつ十分な事業量を確保するとともに、改正国土強靱化法により新たに義務付けられた実施中期計画が早期に策定され、併せて同計画に現行の五か年加速化対策以上の事業量を盛り込むことにより、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的な防災・減災、国土強靱化の推進に取り組むこと。</p>
[県]	<p>①令和6年度公共事業予算の確保について</p> <p>県内では毎年豪雨による甚大な被害が発生しており、県土の強靱化は最重要課題であることから、公共事業予算については、しっかり確保してまいりたい。令和6年度当初予算については前年を上回る要求をしているところ。</p> <p>国に対しては、災害に強い県土づくりやコロナ禍からの復興を推進するため、中長期的見通しのもと、安定的・持続的な公共投資計画を策定し、社会資本整備事業に関する必要な予算総額を当初予算で確保すること、また、資材価格の高騰や賃金水準の上昇も踏まえて、必要な公共事業が長期安定的に進められるよう、令和6年度予算は、所要額を満額確保するよう、要望しているところ。</p> <p>②5か年加速化対策の着実な推進と、今後の取組について</p> <p>「国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する」などを柱とした総合経済対策に基づく国の補正予算を最大限活用し、県議会11月定例会において、防災・減災と通学路等の交通安全対策などへの補助公共事業費428億円余の補正予算が成立したところ。</p> <p>県では国に対して、県土の強靱化を強力かつ計画的に推進するため、「5か年加速化対策」の推進に必要な予算・財源の確保のみならず、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策完了後においても、切れ目無く、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な予算・財源を通常予算に加えて別枠で確保するよう要望したところであり、今後もあらゆる機会を捉えて要望してまいりたい。</p>

## 2 働き方改革への取り組みについて

[協会]	<p>令和6年4月から時間外労働の上限規制が建設業にも適用され、働き方改革の着実な取り組みが喫緊の課題。</p> <p>このため、下記について要望する。</p> <p>①県におかれましては、休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定、予算の繰越手続、債務負担行為の活用等による施工時期の平準化、用地取得や関係機関協議の調った後での精度の高い設計に基づ</p>
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>く発注等をお願いする。</p> <p>② 週休二日制工事については、その拡充・普及促進を図るとともに、休日が増えても労働者の減収とならないよう、設計労務単価の見直しや補正係数の引上げ等を行うようお願いする。</p> <p>③市町村における週休2日制につきましては、その普及が進むよう県から市町村へ積極的に週休2日工事の実施について働きかけていただきますようお願いする。</p> <p>④ 時間外労働が特に多い現場技術者の労働時間を削減するため、工事書類の更なる簡素化及び公共発注機関間における書式の標準化・統一を進めるとともに、設計変更に係る業務の受発注者間の役割分担の適正化を図るようお願いする。</p>
[県]	<p>①取組の実施に引き続き努めてまいる。</p> <p>②設計労務単価について、国の改定を注視し、速やかに改定してまいる。(昨年度は国の2月14日公表に対し、3月1日に改定)</p> <p>「週休2日工事」に係る経費の補正の係数引き上げについては、国が「諸経費動向調査」や「労務費調査」の結果を踏まえ、現行措置に代わる新たな補正措置を立案できないか検討しているため、その動向を注視し、国で改定され次第、速やかに対応してまいる。</p> <p>③県では、国、県及び県内市町村で構成される「長野県発注者協議会」を毎年度開催し、公共工事の品質確保の促進や働き方改革に向けた取組等について意見交換を行うとともに、発注者間の連携及び協力体制の強化を図っているところであり、ご提案の週休2日工事の実施についても引き続き市町村への情報提供等とあわせ、ハンズオン支援も活用しながら、働き方改革の取組を強化してまいる。</p> <p>④工事書類の更なる簡素化については、今回、おおむね3割を提案させていただいたところ。今後は、書式の統一化、電子化による効率化に努めてまいる。</p> <p>また、設計変更においては設計変更ガイドラインに基づき、引き続き適切に対応してまいる。</p>

### 3 担い手の確保育成について

[協会]	<p>担い手の確保は全産業に共通しての課題として、建設業においても若手就業者が減少すると共に高齢化が進行しており深刻かつ喫緊の課題となっている。また、新規高等学校卒業者の建設業求人数は大幅に増加しているが、就職内定者数は平成27年度から減少傾向にある。</p> <p>現在、高校再編計画が進んでいるが、建設系の学びの場が少なくなってきたうえ、県下には、高等教育として建設系の学問を学ぶ場は、信州</p>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>大学と長野高等専門学校しかなく、県立の長野県工科短期大学校や南信工科短期大学校には建設系学科がないのが現状。</p> <p>このため、担い手の確保育成について、下記のとおり要望する。</p> <p>①災害に強い安全・安心の長野県づくりに貢献したい、長野県の発展に貢献したいという夢や情熱を持った学生の学びの場を確保し、建設業の担い手を確保・育成するためにも、長野県教育委員会・建設部との「高校再編計画等に係る意見交換会」を継続的に開催するようお願いする。</p> <p>② 建設技術学園の復活、建設大学校の設立についてもご検討いただくようお願いする。</p> <p>③ また、本会では、担い手確保について新3K(給与、休暇、希望)+K(カッコいい)の実現に向け、来年に迫った時間外労働の上限規制の適用を踏まえた「2+360(ツープラスサンロクマル)運動」や「適正工期見積り運動」のほか、技能者の概ね5%の賃上げ、ICT、DX、広報活動等に取り組んでいるので、ご理解と連携・協力をお願いする。</p> <p>④ 特に、技能者の賃上げに必要な設計労務単価の更なる引上げと、技術者等技能者以外の賃上げに必要な現場管理費及び一般管理費の引上げについて国への働きかけのご検討をお願いする。</p>
[県]	<p>①教育委員会との意見交換について</p> <p>建設産業の担い手の確保・育成については、人口減少と少子高齢化の進行や、求人に対する充足率の低迷など、深刻な状況と認識している。</p> <p>これまでも、次世代を担う人材の確保のため、中学生、高校生に対して建設産業の魅力を体感してもらうキャリア教育を協会の皆様と連携して実施しているが、建設系学科高校における土木・建築の「学びの場」を確保していくことも重要な取組の一つ。</p> <p>協会の皆様からは、高校再編に際して、既存の建設系学科の存続や空白地の解消など、様々な要望があることから、建設業協会と県教育委員会、建設部による意見交換の場を本年2月に設け、業界が求める人材や雇用における課題、高校生を県内企業の就職に結びつけていく取組等について意見交換を行ってきており、来週12月27日には第4回を開催する予定。</p> <p>今後も、県教育委員会が主催する「特色ある県立高校づくり懇談会」や、統合される学校毎に設立される「新校再編実施計画懇話会」の動向等を踏まえ、県立高校の建設系学科のあり方について意見交換を継続していきたい。</p> <p>③ 高等教育として建設系の学問を学ぶ場の確保について</p> <p>地域の安全・安心を支える建設産業の人材を安定的に確保・育成していくためには、建設系学科高校の充実のみならず、普通高校や建設系以外の</p>

	<p>大学・専門学校を卒業した人材を対象に、建設産業の就業に繋がるような学びの機会を充実していくことも重要と認識している。</p> <p>「高校再編等に係る意見交換会」などの場で、有効な手段を皆様と一緒に考え、研究していきたいと考えている。</p> <p>④ 新3KプラスK（4K）の実現に向けた取組について</p> <p>担い手については、建設産業に魅力とやりがいを感じられるよう、様々な対策を官民連携して講じていくことが必要。県としても、適正な工期の確保や週休2日はもとより、物価高騰等を反映した適切な請負代金の設定や施工時期等の平準化、働きやすい現場環境の創出や工事書類の簡素化などの「働き方改革」、DXの推進による「生産性向上」や建設産業の役割と魅力を伝える「広報戦略」などを推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いしたい。</p> <p>④設計労務単価については、国主導で実施している公共事業労務費調査に県としても協力しており、調査結果を基に来年の設計労務単価が決定されることから、国から公表され次第、速やかに改定してまいります。</p> <p>一般管理費や現場管理費についても関連する実態調査により決定されることから、引き続き国の動向を注視するとともに、ご要望について様々な機会を捉えて国に要望してまいります。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 4 高騰する資材価格の速やかな設計価格への反映について

<p>[協会]</p>	<p>世界経済の影響による、油脂、燃料、骨材、鋼材など建設資材価格の値上がりの影響が多方面に大きな影響を及ぼしている。</p> <p>このため、下記のとおり要望する。</p> <p>①発注工事の積算に使う資材単価は、長野県におかれましても体制を強化されて対応いただいているが、直近の実勢価格が予定価格に適切に反映されるようお願いする。</p> <p>また、契約後の資材価格高騰に対しては、スライド条項の運用や設計変更での適切な対応を図って頂いていることに感謝。</p> <p>しかしながら、スライド条項には1～1.5%の受注者負担割合がある。この負担割合については、経営上最小限度必要な利益まで損なわれることが無いように配慮して定められた率とされている。</p> <p>②受注者の適正な利益が圧迫されているため、適正な利益が得られるよう、国において実態調査に基づく受注者負担割合の見直しについての検討が行われるようお願いする。</p>
<p>[県]</p>	<p>① 昨年度から市場価格調査体制を強化しており、4月から毎月改定を実施しているところ。引き続き、この体制の下、市場価格の把握に努め、適切に予定価格に反映されるよう取り組んでまいります。</p>

	<p>② 建設工事標準請負契約約款（以下、「契約書」とする。）第26条（いわゆるスライド条項）においては、同条第2項で「全体スライド」の受発注者の負担1.5%、第30条に準拠し、「単品スライド」及び「インフレスライド」の受発注者の負担を1%と定めて運用している。</p> <p>これら負担割合は、国の実態調査を基に建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないように配慮して、中央建設業審議会第6回改正（昭和56年3月3日）により定められたもの。</p> <p>当県は、本年6月12日の春の国要望に引き続き、11月9日の秋の国要望においても知事から国に対し建設業者の適正な利益が得られるよう、実態調査に基づく受注者負担割合の見直しについて検討するよう要望しており、建設業協会からも国に対して強く要望いただきたい。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### （3）建設業協会の取組について（建設業協会資料 No. 2）

- ・青年部会の取組について
- ・女性部会の取組について
- ・信州大学水環境・土木工学科との意見交換会について
- ・信州大学建築学科現場見学会について
- ・働き方改革実現に関するアンケート調査について
- ・建設業カードについて
- ・高校再編等に係る意見交換会について

### （4）各分科会からの報告（別途分科会資料参照）

### （5）その他

#### （協会）

・建設業協会では建設系学科高校へ出向き、建設業の魅力を伝える取組みをしているが、学校によってもらえる時間がまちまち。短くて20分、長くて1時間程度の時間がもらえるが、20分では魅力を伝えることは難しい。どの学校でも、固定的に1時間程度の時間をもらえるように、今後教育委員会に要望していきたい。

#### （建設部）

・学校ごと単発の扱いではなく、時間や回数についても検討しカリキュラムに組み込めたら良いと感じる。今後建設部としても積極的に協力したい。

## 6 講評（東日本建設業保証株式会社 清水支店長）

- ・建設業界のPRを目的とした広告を防災の日に合わせて（9月1日）全国紙（毎日新聞）に掲載した。内容は災害復旧に関すること。（別途資料参照）
- ・紙面の反響調査では、内容に興味や好感は良い数値だったが、新聞の広告では若い人の反応が薄くなってしまいうことも判明した。

以 上